

第 10 回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び 発生防止に関する審議会

日 時：令和 3 年 11 月 26 日(金)
午前 9 時 30 分から 10 時 45 分まで
場 所：W E B 会議形式

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 令和 2 年度の実績と令和 3 年度の取組の方向性について 【資料 2】
- (2) 個別事案について

3 閉会

【資 料】

資料 1 委員名簿・事務局名簿

資料 2 令和 2 年度いわゆる「ごみ屋敷」対策事業の取組状況・令和 3 年度の取組の方向性について

横浜市建築物等における不良な生活環境の
解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

氏 名	所属等
いけだ せいじ 池田 誠司	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
いずいし みのも 出石 稔	関東学院大学副学長・法学部教授
きし えみこ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
くろかわ さとし 黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
さとう まこ 佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)
まつざわ ひでお 松澤 秀夫	横浜市町内会連合会
みねまつ まさこ 峰松 雅子	横浜市民生委員児童委員協議会

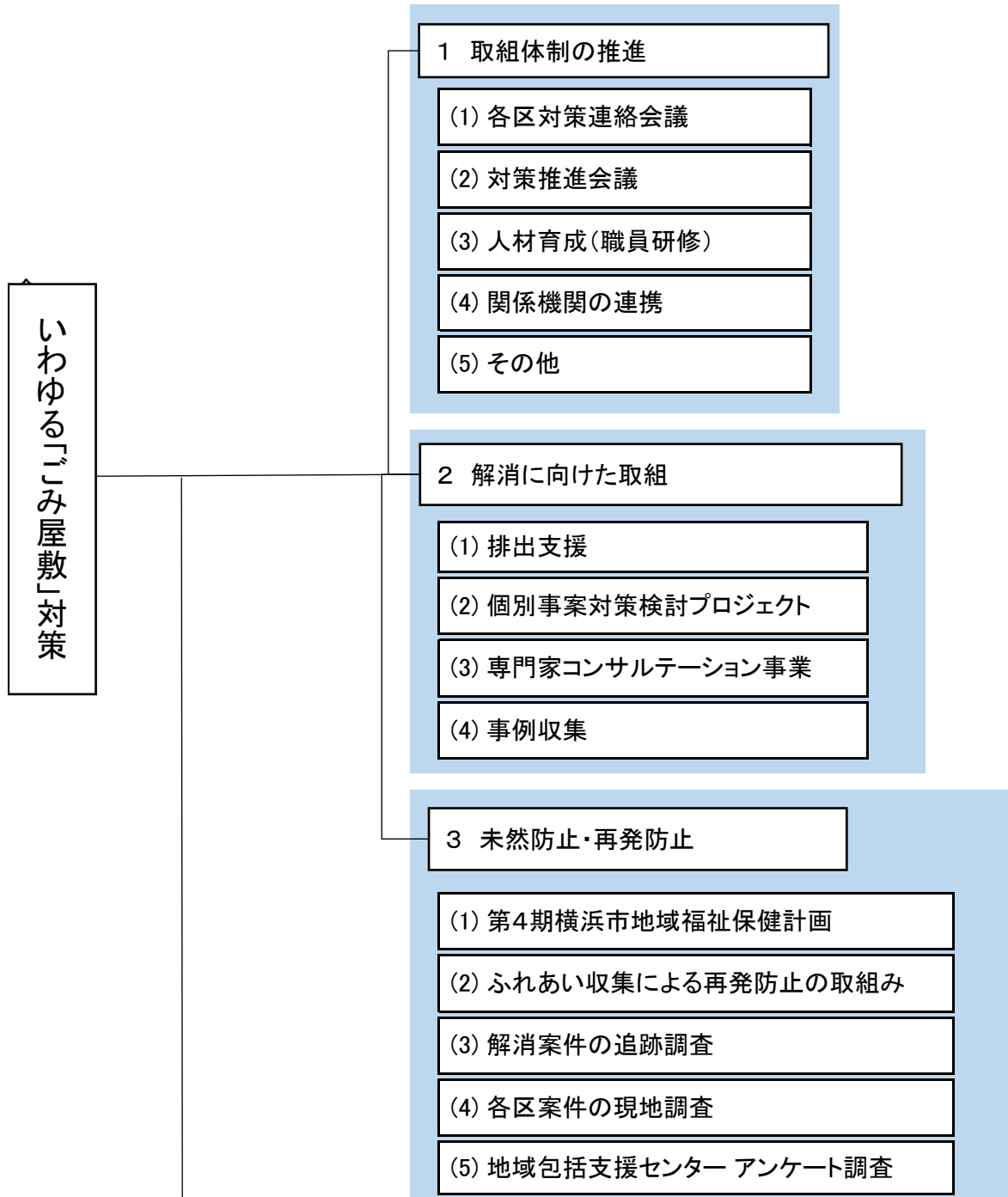
(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の
 解消及び発生の防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補職	氏名
健康福祉局	局長	<small>たなか ひろあき</small> 田中 博章
	地域福祉保健部長	<small>うちだ さわこ</small> 内田 沢子
	福祉保健課 人材育成担当課長	<small>といだ みちこ</small> 樋田 美智子
資源循環局	局長	<small>かなざわ さだゆき</small> 金澤 貞幸
	家庭系対策部長	<small>かねたか りゅういち</small> 金高 隆一
	業務課長	<small>さわだ りょうじ</small> 澤田 亮仁

令和 2 年度いわゆる「ごみ屋敷」対策事業の取組状況・
令和 3 年度の取組の方向性について

いわゆる「ごみ屋敷」対策の事業体系図



横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

条例第13条に基づき、主に命令・代執行に関する事項及び本市のいわゆる「ごみ屋敷」対策への調査審議、答申を目的として、審議会を設置しています。

【令和2年度の開催状況】

- ・令和2年8月12日 第7回審議会
- ・令和2年11月25日 第8回審議会
- ・令和3年1月21日 第9回審議会

令和2年度いわゆる「ごみ屋敷」対策の取組について

1 取組体制の推進

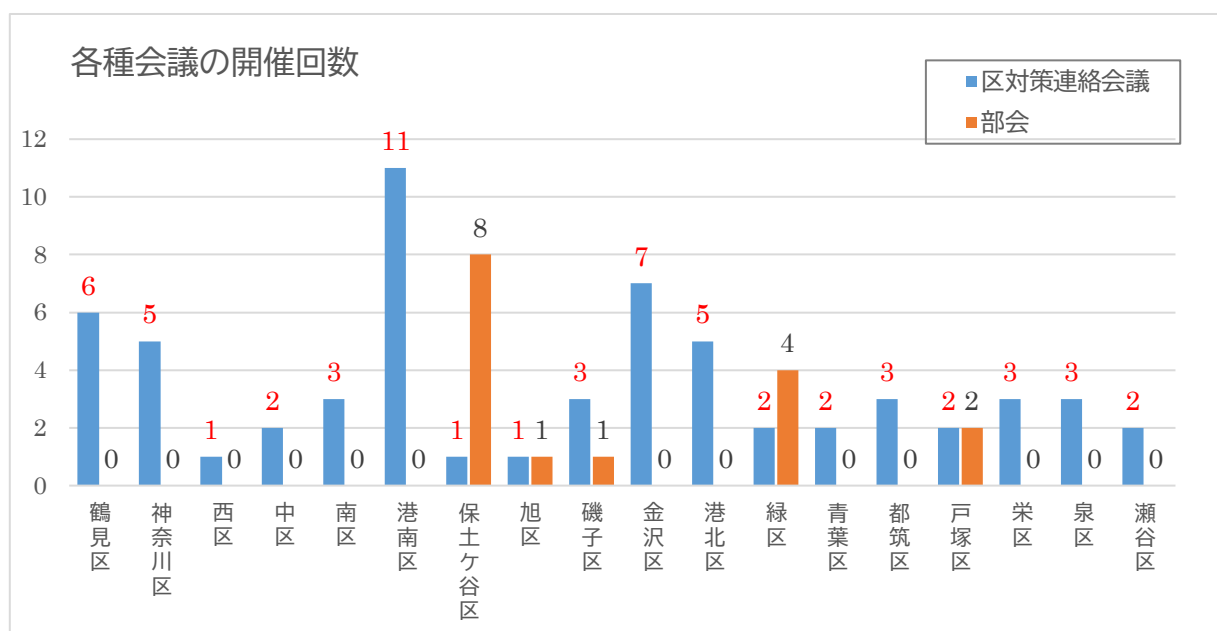
(1) 区対策連絡会議の実施

区役所／健康福祉局

対策連絡会議は、各区の要綱に基づき設置され、区長を座長とし、部課長級の職員で構成されています。区内の情報共有、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行っています。対策連絡会議の下部組織として部会を設置している場合や、案件発生時速やかに対応できるよう会議を臨時開催するなど、各区の実情に応じて柔軟に実施しました。

各区の対策連絡会議で判定された件数や解消件数は、健康福祉局福祉保健課が年2回（9月30日、3月31日時点）集計し、審議会及び第3回市会定例会で報告しました。

【各区の実績】



(2) 局対策推進会議の実施

区役所／健康福祉局／資源循環局

区役所、健康福祉局、資源循環局の区局長、部長級職員で構成し、市全体の「ごみ屋敷」対策の進捗管理を行います。

令和2年度は、区役所、健康福祉局、資源循環局で、措置の流れについて検討しました。

また、支援困難事例2件についての検討を行いました。

【開催回数】 2回

【各区の件数一覧】

令和3年3月31日時点

	R2. 4. 1 時点	新規把握	計	近隣への影響 が解消	R3. 3. 31 時点
鶴見	5	1	6	2	4
神奈川	4	2	6	3	3
西	3	0	3	0	3
中	7	0	7	0	7
南	5	0	5	0	5
港南	0	1	1	1	0
保土ヶ谷	2	0	2	0	2
旭	5	0	5	1	4
磯子	2	1	3	2	1
金沢	8	2	10	4	6
港北	3	3	6	3	3
緑	1	1	2	0	2
青葉	0	0	0	0	0
都筑	1	0	1	1	0
戸塚	3	0	3	2	1
栄	3	0	3	1	2
泉	0	1	1	0	1
瀬谷	0	0	0	0	0
市合計	52	12	64	20	44

(3) 人材育成（職員研修の実施）

区役所／健康福祉局／資源循環局

「ごみ屋敷」対策の背景と基本的な考え方、条例の概要、各種規定類に関する説明、排出支援の取組みなどについて、福祉保健センター、資源循環局の職員を対象に研修を実施しました。

また、支援困難事例に対し、福祉的観点から寄り添った支援による解消を目指すため、福祉保健センターの専門職向けに研修および事業説明を実施しました。

【実施状況】

	内容等	開催日	対象及び参加者数
区	各区主催の研修および事業説明	通年	対象：区職員 4区 延べ6回実施 (中区、港南区、金沢区、戸塚区)
局	eラーニング	令和2年 7月～9月	対象：新任・新採用職員 受講者 1,535名
	排出支援研修	令和2年 8月20日	対象：区役所、資源循環局事務所職員 合計79名
	福祉保健センター 専門職向け研修	新型コロナウイルス感染症により中止	

(4) 関係機関との連携

区役所／健康福祉局

関係機関との連携強化を目的に、規則に定める関係機関（社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ、精神障害者生活支援センター）の職員を対象とした研修を実施しました。

<実施状況>

	内容等	開催日	参加者
区	区主催の専門家 コンサルテーション	令和2年11月17日	金沢区職員 関係機関職員 36名
		令和2年12月21日	都筑区職員 関係機関職員 13名
		令和2年12月24日	西区職員 35名

(5) その他

区役所／健康福祉局／資源循環局

横浜市中期4か年計画 2018～2021 の「政策 14 参加と協働による地域福祉保健の推進」の主な施策に「地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策」が盛り込まれました。2021年までの間に200件の解消を目標に取り組みます。

政策 14 参加と協働による地域福祉保健の推進			
主な施策3 地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「ごみ屋敷」対策			
いわゆる「ごみ屋敷」の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民及び関係機関と連携しながら、当事者に寄り添い福祉的な支援により解消や発生の防止を図ります。			
想定 事業量	排出支援回数 120回（4か年）	計画上の 見積額	1億円
指 標	近隣に影響があるいわゆる「ごみ屋敷」の解消件数	目標値 (2021年末)	200件 (4か年)

(横浜市中期4か年計画 2018～2021 から抜粋)

2 解消に向けた取組

区役所／資源循環局

(1) 解消理由について

条例に基づき、いわゆる「ごみ屋敷」と判定された64件のうち、近隣への影響が解消した事例は20件でした。

近隣への影響が 解消した件数	解消理由	
	6条3項による排出支援	本人・親族による撤去等
20	8	12

(2) 排出支援の実施

条例に基づき、近隣の生活環境が損なわれている状態又は近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあり、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができない事例について、区役所と資源循環局が協力して排出支援を行いました。

ア 排出支援により解消した件数 8件

イ 一般廃棄物処理手数料の減免実績

排出支援により解消した8件中、6件を減免しました。

減免理由	件数	搬入量	金額
生活保護	1	3,140kg	40,820円
要介護（要支援）認定	2	7,010kg	91,130円
センター長判断	3	21,060kg	273,780円
合計 (平均)	6	31,210kg (約5,201kg)	405,730円 (67,621円)

(3) 個別事案対策検討プロジェクト

区役所／健康福祉局／資源循環局

区局の関係部署の課長、係長級、担当職員で構成しています。近隣への影響が大きく、区役所の働きかけだけでは解決が困難な事案について、メンバー全員が堆積者の成育歴や近隣への影響度合い等を共有し、それぞれの専門分野に基づく知見でのアプローチ方法や、行使できる権限を議論しあい、各部署が連携して対策にあたりました。

【実施状況】 2事例 16回実施

(4) 専門家コンサルテーション

健康福祉局

ア 福祉、保健分野の学識者や専門家からのコンサルテーションを実施し、支援の中心となる社会福祉職や保健師を含めた研修や事例検討会を実施しました。【実施状況】 派遣回数 4回

イ 弁護士相談

支援の実施にあたって法律上の判断に迷う案件について、弁護士相談を実施し、法的なアドバイスをいただきました。

【実施状況】 相談件数 3件

3 未然防止・再発防止の実施

(1) 第4期横浜市地域福祉保健計画への反映

健康福祉局

平成31年2月に策定された第4期横浜市地域福祉保健計画（2019年度から2023年度）の「推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり」の重点項目として、「見守り・早期発見の仕組みづくり」「連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実」「支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり」の取り組みの評価項目に、いわゆる「ごみ屋敷」対策の取り組みを位置付けています。

(2) ふれあい収集による再発防止の取り組み

資源循環局

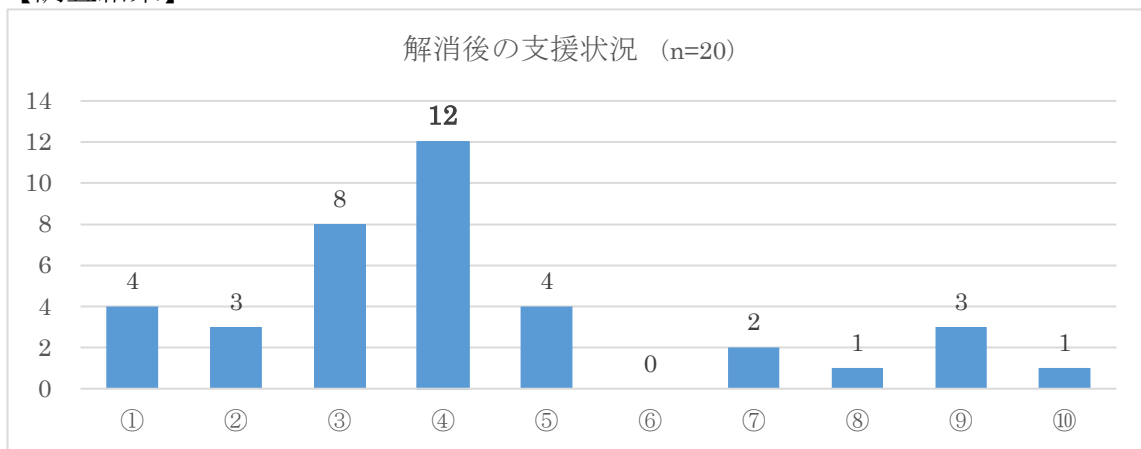
令和2年度より再発防止に向けた取組として、排出支援実施者に対するふれあい収集の運用を開始しました。

(3) 解消案件の追跡調査

健康福祉局

令和2年度に解消した20例の解消後の支援状況等について、調査を実施しました。その結果、区役所等の関りや福祉サービスを拒否する事例がある一方で、「困りごとを相談できる先が確保できている」が60%、「必要な福祉サービスを利用できている」が40%であり、必要な医療・福祉サービスの利用、困りごとの相談先の確保につながっています。

【調査結果】



質問項目の内容

- ①死亡、入院、転居(施設入所含む)により、親族・大家等が堆積物を撤去した。
- ②必要な医療が受けられている。
- ③必要な福祉サービスを利用できている。
- ④困りごとを相談できる先が確保できている。
- ⑤解消前と比べると、親族や近隣等との関係が良くなっている。
- ⑥解消前と比べると、外出できる場所や、外出する機会ができています。
- ⑦区役所、関係機関、親族、近隣等の関わりを拒否している。
- ⑧福祉サービスの利用を拒否している。
- ⑨既存の福祉サービス利用対象に該当しない。
- ⑩不明

令和3年度の取組の方向性について

1 区の取組支援

ごみ屋敷状態の方の中には、既存の制度や支援対象の狭間の事例等、アプローチが困難な事例があります。

また、直近で排出支援の経験がない、または、関係各課との調整や連携支援の実績が少ない区も存在しています。

<取組内容>

毎年2回実施している件数報告の取りまとめに合わせて、登載事例について状況把握するとともに、登載年数の長期化、支援困難な状況、近隣への影響が著しく重篤化することが予想される事例等については、早期に区・局が連携し対応します。

また、事務局の役割についての区福祉保健課担当職員向けの研修を開催します。

2 早期発見、未然防止（再発防止）策

「ごみ屋敷」の早期発見、未然防止（再発防止）に向けては、地域住民や地域の関係機関等と連携した見守りや支え合いなどの地域福祉保健の推進とともに取り組むことが必要です。

第4期横浜市地域福祉保健計画では、「推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり」の重点項目として、「見守り・早期発見の仕組みづくり」「連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実」「支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり」の取組の評価項目に、「ごみ屋敷」対策の取組を位置付けています。

<取組内容>

社会福祉協議会、地域ケアプラザ、地区社会福祉協議会、民生委員等に向けて、具体的な事例を通して本市における「ごみ屋敷」対策の取組についての説明を行い、地域の中でのごみ屋敷に関する気付きを発信しやすくすることで、早期発見・未然防止のネットワークを強化します。

また、「ごみ屋敷」状態に至る要因には課題を複合的に抱えていることが多いため、庁内の他事業担当（8050問題、権利擁護、認知症、障害施策関連等）とも連携を密にし、関係機関に対する効果的なアプローチを行います。

地域包括支援センターへのアンケート調査を実施し、「地域包括支援センター」が関わっているごみ問題を抱えている人への相談及び対応の状況や、地域や関係機関が連携した支援体制等の実態を把握・分析し、今後の「ごみ屋敷」対策の取組みに反映します。

3 困難事例への取組み

8050世帯、キーパーソン不在の高齢者世帯、「集めるタイプ」の堆積者等については、長期化・深刻化が予想される事例があります。

また、一旦排出支援に結び付いても、再発の可能性が非常に高い事例もあります。

<取組内容>

区局連携して解消に向けた支援方針の策定等を行い、「ごみ屋敷」の重篤化を防ぎます。